第十五号書式（乙）

第十五号書式（乙）

指定預金受払内訳表

年　月　日

日本銀行

科目	受			払		
	外貨		邦貨	外貨		邦貨
			円			円

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　この表は、在外指定預金及び外貨指定預金の出納に関し調製するものとする。

第十五号書式（乙）

第十五号書式（乙）

指定預金受払内訳表

年　月　日

日本銀行

科目	受			払		
	外貨		邦貨	外貨		邦貨
			円			円

用紙寸法　日本産業規格Ａ列５

備考　この表は、在外指定預金及び外貨指定預金の出納に関し調製するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第七条の規定は令和三年一月四日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。